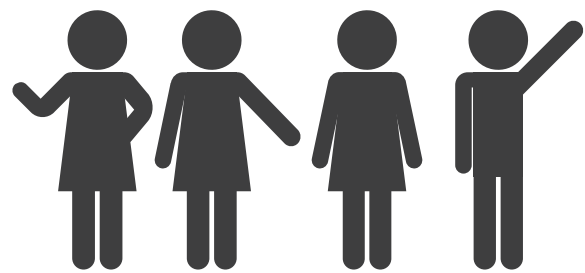


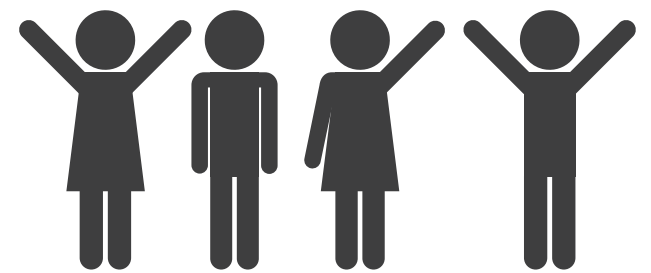
新型コロナウイルスの影響により、
テナント店舗の家賃でお悩みではありませんか？

『オーナーさんが減額した店舗家賃』の
10分の8を
神戸市が**補助**します。

(1オーナーあたり最大200万円)



受付は始まっています
6月30日(火)まで
詳細は裏面をご覧ください



ホームページ

神戸市 家賃補助

検索



神戸市家賃負担軽減補助金コールセンター

078-891-5212 (平日 9:00 から 17:00)

神戸市中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金

主な補助要件

申請者（交付対象者）

- ①令和2年4月と5月の家賃2か月分に対して、2分の1以上減額したオーナー（今から遡って、実質、減額した場合等も対象）
- ②オーナー → 貸主 → テナント店舗 の場合は貸主への補助となります（申請者は貸主）

テナント店舗要件（下記の要件をすべて満たすことが必要）



- ①新型コロナウイルスの流行により売り上げ減少等の影響を受けている中小法人等が経営する店舗
 - ②来店するお客さまに対して物品の販売やサービスの提供を行う神戸市内の店舗
※オフィスや倉庫、作業所は除く
- 例)
- 物品の販売を行う施設
飲食料品店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、衣服・靴・かばんその他小物の販売、自動車・自転車・電化製品の販売 等
 - サービスの提供を行う施設
飲食店、喫茶店、宿泊施設、クリーニング店、理美容店、銭湯、不動産店、旅行代理店、フォトスタジオ、映画館、劇場、スポーツ施設、遊技場、学習塾・各種教室、診療所、鍼灸院、柔道整復師の施術所、老人・障害者福祉事業の施設 等



補助金額



- ①令和2年4月と5月の家賃2か月分に対して、申請者が減額した金額の10分の8を補助
- ②1オーナーあたり200万円を上限

募集要項・申請書類の入手方法

- ① ホームページからダウンロード

- ② 以下の場所にも設置
神戸市経済観光局経済政策課 ※市役所本庁舎ではありません
(〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4F)
神戸商工会議所（本部・支部）
株式会社三井住友銀行（神戸市内23支店）
株式会社みなと銀行（神戸市内39支店）

申請方法(オンライン申請が便利です)

令和2年6月30日まで

- ① 右記よりオンライン申請ください

- ② 下記までご郵送ください
神戸市経済観光局経済政策課 ※市役所本庁舎ではありません
(〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館8F)